

# 松茂町地域防災計画

## 〈地震・津波災害対策編〉

令和2年3月

松茂町防災会議

# 地震・津波災害対策編

## 第2章 災害予防

### 第8節 防災訓練

#### 6. 防災訓練の具体的内容

\*津波警報又は南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練

### 第10節 防災知識の普及

#### 1. 防災知識の普及

##### (1) 本町職員の防災教育計画

##### ・教育内容

- ⑬ 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ⑭ 南海トラフ地震臨時情報が出された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ⑮ 南海トラフ地震臨時情報が出された場合に職員等が果たすべき役割

##### (2) 一般住民に対する防災知識の普及計画

##### ・普及内容

- ⑰ 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ⑱ 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

# 地震・津波災害対策編

## 第3章 災害応急対策

### 第36節 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応

#### 第1 方針

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」（以下「臨時情報」）を発表した場合における対応について定める。

#### 第2 内容

##### 1 基本方針

(1) 松茂町は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域として、全域が南海トラフ特措法の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

(2) 平成29年11月1日より、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁から臨時情報が発表されることとなっており、本町においては、突発的に発生する地震への防災・減災対策を基本としつつ、臨時情報が発表された際には当該情報を有効活用することにより、南海トラフ地震発生時における被害軽減に繋げていくことが重要である。

(3) このことから、松茂町並びに関係機関等は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画や徳島県地域防災計画（南海トラフ地震防災対策推進計画）の内容を踏まえた防災対応を検討し、南海トラフ特措法に基づく推進計画（地域防災計画）や対策計画、またはその他の計画に定めるものとする。

##### 2 臨時情報（調査中）発表時の措置

###### (1) 臨時情報（調査中）の伝達等

臨時情報（調査中）が発表された場合、町は、担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、職員の配備体制及び情報伝達経路・方法については次のとおり。

###### ア 職員の配備体制

地震・津波災害対策編 第3章 第2節に準ずる。

###### イ 情報伝達経路・方法

地震・津波災害対策編 第3章 第3節に準ずる。

### 3 臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の措置

#### (1) 臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達，災害対策本部等の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知，臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「臨時情報（巨大地震警戒）等」）が発表された場合，町は職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき，地域住民等に対する伝達を行う際には，具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

##### ア 職員の配備体制

地震・津波災害対策編 第3章 第2節に準ずる。

##### イ 情報伝達経路・方法

地震・津波災害対策編 第3章第3節に準ずる。

#### (2) 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

町は，臨時情報（巨大地震警戒）等の発表後に，臨時情報（巨大地震警戒）等の内容，交通に関する情報，ライフラインに関する情報，生活関連情報など，地域住民等に密接に関係のある事項について 地震・津波災害対策編 第3章第3節 に準じて広報を行う。なお，その際には，高齢者や障がい者，外国人等の特に配慮を要する者に対して十分配慮するものとする。

#### (3) 地域住民等からの問い合わせ

町は，地域住民等からの問い合わせ等に対応する相談窓口を設置するとともに，その旨の周知を図るものとする。

#### (4) 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は，災害応急対策の実施状況，その他臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため，また，災害対策本部等からの指示事項等の伝達・共有を行うため，災害時情報共有システムを活用した情報収集・伝達等を実施する。

#### (5) 災害応急対策をとるべき期間等

町は，南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間，後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また，当該期間経過後1週間，後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

#### (6) 避難対策等

##### ア 事前避難対象地域

町は，国からの指示が発せられた場合において，地域住民等が後発地震が発生してからの避難では，津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域（以下「事前避難対象地域」）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「住民事前避難対象地域」）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限って後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」）を定める。

〔資料編〕

事前避難対象地域一覧

##### イ 事前避難対象地域に対する平常時の広報

町は，高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等

に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

## ウ 避難計画

町長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」）は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、地域住民や施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう避難の計画を定める。

### (7) 基本方針

- a 住民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、町は必要な情報提供を行うこと等により、その検討を促すものとする。
- b 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震に対する緊急対応をとった後、自らの地域で発生が懸念される大規模地震に対して、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応をとり、社会全体としては地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持していくものとする。
- c 町が松茂町地域防災計画で定めた住民事前避難対象地域の住民及び高齢者等事前避難対象地域の要配慮者等は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、町の避難情報に従い、避難場所等から知人・親類宅や指定された指定避難所へ避難するものとする。
- d 町は、建物の耐震性が不足する住居に居住している者や自力での避難が困難な者等、事前避難が望ましい者に対して事前避難の呼びかけを行い、不安のある住民に対して避難を促すこととする。
- e 当該計画は、施策・事業の推進状況や住民の意向等を踏まえ、必要に応じて見直しを適宜行うものとする。

### (4) 日頃からの地震への備えの再確認等

臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、町は全住民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかけるものとする。

### (ウ) 避難のための勧告等

#### a 避難勧告等の基準

町長は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、住民事前避難対象地域には避難勧告を、高齢者等事前避難対象地域には避難準備・高齢者等避難開始を基本とした避難情報の発令を行うものとする。また、町長は耐震性が不足する住居に居住している者や自力での避難が困難な者等に対して事前の避難を呼びかけるものとする。

#### b 避難勧告等の伝達方法

町長は、臨時情報（巨大地震警戒）発表後、住民に対し、防災行政無線、ラジオ、インターネット等により避難の勧告等を行うものとする。

#### c 避難計画の作成

避難実施等措置者は、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

d 地域住民の避難等

臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における地域住民の避難等は次のとおりとする。

(a) 住民事前避難対象地域の住民及び高齢者等事前避難対象地域の要配慮者等

- ① 住民事前避難対象地域の住民及び高齢者等事前避難対象地域の要配慮者等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、町の避難情報に従い、事前避難に移行するものとする。事前避難を行う際には、安全な移動ができる状況を選んで移動を開始することを基本とする。
- ② 事前避難の期間は、最初の地震が発生してから1週間を基本とする。
- ③ 避難先は、知人・親類宅等への避難を基本とするが、それが難しい住民は町が開設する避難所等とする。
- ④ 避難所等への移動は徒歩による避難を基本とし、これにより難しい場合は車両等による避難を検討する。
- ⑤ 移動ルートの検討にあたっては、津波による浸水や、揺れによる沿道のブロック塀等の倒壊等に留意する。
- ⑥ 移動時に地震が生じるおそれがあることから、移動中もラジオ等で情報収集を行うこと、アクシデント発生時に対処ができるよう単独では避難しないこと等を住民等に呼びかけることとする。

(b) その他地域の住民及び高齢者等事前避難対象地域内における高齢者等以外の住民

- ① その他地域の住民及び高齢者等事前避難対象地域内における高齢者等以外の住民は、通常为社会活動をできるだけ維持しつつ、後発地震の発生に備えた防災対応をとることを基本とする。
- ② 次の条件に該当する者は南海トラフ地震が発生した場合に被害を受ける危険性が高いことを踏まえ、日頃からの地震への備えの再確認等を呼びかける際、該当する者の避難の検討に必要な情報提供や事前避難の呼びかけを行うことで、事前避難の検討を促すものとする。
  - ・建物の耐震性が不足する住居に居住している者
  - ・自力での避難が困難な者

(c) 滞留旅客等

町は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な措置を講ずるように努める。

e 避難所等の設置及び運営

臨時情報（巨大地震警戒）を踏まえた事前避難については、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とし、町はそれが難しい住民が避難するための場所として1箇所以上の避難所等を設置する。なお、事前避難は災害が発生した後の避難とは異なり、電気・ガス・上下水道・通信サービス等のライフラインは通常どおり稼働し、住民事前避難対象地域の外では商業施設等も営業していると想定されることから、必要なものは各自で準備することを基本とする。

(a) 避難所の受け入れ人数の把握

事前避難対象地域の人口を基礎に、自主避難する住民等を見込むことで避難所で受

け入れが必要な人数を推計するものとし、宿泊者等については、あらかじめ関係者と帰宅方法を検討するものとする。

(b) 避難所候補リストの作成

町は、津波災害時の指定避難所を参考に避難所として利用できる施設を整理し、避難所として使用する優先順について、次の項目を参考に予め検討を行うこととする。

- ・施設名、住所、面積、収容人数
- ・管理者、管理者の連絡先（複数名を推奨）
- ・耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無
- ・津波浸水想定区域内か否か
- ・学校の状況（授業継続または休校）
- ・周辺の避難場所からの移動距離
- ・要配慮者の受け入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）
- ・冷暖房、テレビ、パーテーション等の設置状況
- ・食料、日用品の備蓄状況及び近隣の食料、日用品を確保できる商店等の状況

(c) 避難所の選定

町は、避難所での受け入れが必要な人数に基づき、避難所候補リストから実際に利用する施設を選定する。避難所の不足が見込まれる場合は、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した広域避難等、避難所として利用できる施設のさらなる検討を行う。

(d) 避難所の運営

事前避難時における避難所の運営については、「松茂町避難所運営マニュアル」に準じて行うものとする。このとき、

- ・避難所の運営は避難者が自ら行うこと
- ・避難に必要なものについては各自で準備し、生活の中で不足するものは各自が購入すること

を基本とする。

(7) 消防機関等の活動

ア 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- a 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- b 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

イ 水防管理団体等は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、地震・津波災害対策編 第3章 第22節に準じた措置をとるものとする。

(8) 警備対策

県警察は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として措置をとるものとする。

- ア 正確な情報の収集及び伝達
- イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(9) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、指定公共機関、指定地方公共機関に指定されているライフライン事業者は、それぞれの機関が作成する防災業務計画等に定めるところにより、災害対策本部等の設置及び職員の配備動員を行うものとし、必要な活動体制を整備しておくものとする。

ア 水道

地震発生後における飲料水等を供給する体制を確保するものとし、町及び住民は次の事項を実施する。

(ア) 町

- a 飲料水の供給を継続するとともに、住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。
- b 応急給水活動の準備を行う。
- c 水道施設の安全点検を実施する。

(イ) 住民

- a 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。
- b 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

イ 電気

電力事業者は、電力の供給を継続するとともに、後発地震発生に備えた措置及び準備を行い、また、需要家のとるべき措置を広報する。

ウ ガス

ガス事業者は、ガスの供給を継続するとともに、後発地震発生に備えた措置及び準備を行い、また、需要家のとるべき措置を広報する。さらに、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとする。

エ 通信

通信事業者は、平常どおり音声通話及びインターネット接続機能を確保するとともに、後発地震に備えた措置及び準備を行う。また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置を講ずるものとする。

オ 放送

放送事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、県や町の要請に応じて、臨時情報（巨大地震警戒）発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等のとるべき行動等について放送を実施する。

(10) 金融

日本銀行高松支店及び徳島事務所は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

(11) 交通

ア 道路

(ア) 県警察は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領



について定め、地域住民等に周知するものとする。なお、住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものとする。

- (イ) 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、道路利用者に対して、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知する。

#### イ 海上及び航空

- (ア) 県や徳島海上保安部は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、在港船舶の避難等対策を行うものとする。

- (イ) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に関する臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合を想定した港湾の対策について、具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。

- (ウ) 空港管理者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、空港利用者等に対してその内容を伝達し、後発地震発生に備えた要員の確保や保安車両の点検整備等必要な措置を実施する。

- (12) 町自らが管理等を行う道路、その他の施設に関する対策

#### ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等については、次の措置を講じておくものとする。

#### (ア) 各施設に共通する事項

- a 臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

#### (イ) 個別事項

- a 橋梁等に関する道路管理上の措置
- b 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- c 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法等
- d 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法等

#### イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、ア(ア)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

- (イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

ウ 工事中の建築物等に対する措置

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置についての方針をあらかじめ定めておくものとする。

#### 4 臨時情報（巨大地震注意）等発表時の措置

##### (1) 臨時情報（巨大地震注意）等の伝達，県の災害に関する会議等の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知，臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「臨時情報（巨大地震注意）等」）が発表された場合，町は職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき，地域住民等に対する伝達を行う際には，具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

##### ア 職員の配置

地震・津波災害対策編 第3章第2節に準ずる。

##### イ 情報伝達経路・方法

地震・津波災害対策編 第3章第3節に準ずる。

##### (2) 臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

町は，臨時情報（巨大地震注意）等の発表後に，臨時情報（巨大地震注意）等の内容，交通に関する情報，ライフラインに関する情報，生活関連情報など，地域住民に密接に関係のある事項について 地震・津波災害対策編 第3章第3節に準じて周知するものとする。

##### (3) 災害応急対策をとるべき期間等

町は，南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし，太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間，南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから，変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間，後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

##### (4) 町のとるべき措置

臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には，町は全住民に対し，家具の固定状況，避難場所や避難経路，家族との安否確認方法等を確認するなど，日頃からの地震への備えを再確認することにより，後発地震発生に備えるよう呼びかけるものとする。また，町は，施設の防災点検及び設備，備品等の転倒・落下防止措置等，日頃からの地震の備えを再確認するものとする。

# 松茂町地域防災計画

## 〈資料編〉

令和2年3月

松茂町防災会議

## 29. 事前避難対象地域一覧

## 事前避難対象地域一覧

令和2年3月

住民事前避難対象地域	松茂ニュータウン地区（特定避難困難地域）
	広島北川向地区（特定避難困難地域）
高齢者等事前避難対象地域	長原地区（特定避難困難地域）